

綾瀬市中学校部活動振興会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学校の部活動の振興を図るため、綾瀬市中学校部活動振興会（以下「振興会」という。）へ補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象は、振興会の活動に要する経費の全部又は一部とする。

(補助額)

第3条 補助額は、予算の範囲内で市長が別に定める。

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請は、毎年度5月25日までに市長に提出するものとする。

(決定通知)

第5条 規則第7条に規定する通知は、中学校部活動振興会補助金交付決定通知書（別記様式。以下「交付決定通知書」という。）によるものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定通知書を受けた日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出期日は、翌年度の4月30日までとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則の規定によりな

された補助金の交付決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた補助金の決定その他の行為とみなす。

別記様式（第5条関係）

中学校部活動振興会補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった 年度中学校部活動振興会補助金の交付について綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により次のとおり決定したので通知します。

- 1 補助金額 円
- 2 補助条件